

ID: 775

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	特定農地貸付の承認の取消し		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第3項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【根拠条文】 (特定農地貸付けの変更等) 第4条 3 農業委員会は、法第3条第3項の承認を受けた者が当該承認に係る貸付規程(第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日